

国内日帰り・宿泊行事保険のまとめ

	賠償責任保険	普通傷害保険	国内旅行傷害保険	
強制/任意 加入区分	強 制	強 制	強 制	
適用範囲	全世界	日本国内	日本国内	
保険 適用者	国際・地域・各国で開催される全てのCISV活動に関わる人と組織 (注:カナダ・アメリカの参加者は独自の保険に加入)	日帰り行事参加者 (国籍不問)	宿泊行事参加者 (日本国内に住居を構えていること)	
保険期間	会員登録期間	事前名簿提出時は出発から 帰宅まで、無しの場合は 集合から解散まで	出発から帰宅まで	
保険対象 事項	損害賠償金 争訟費用	外来の事故による死亡 およびけが	外来の事故による死亡 およびけが 賠償責任	
補償限度額	対人・対物1事故につき 100万ポンド ただし免責2,500ポンド	死亡・後遺障害:100万円 入院日額:3,000円 通院日額:2,000円 (限度あり) (見舞金・弔慰金として)	死亡・後遺障害:635万円 入院日額:3,000円 通院日額:2,000円 (限度あり) 賠償責任3000万円	
クレーム	書面で保険会社に通知 (国際事務局を通す)	保険代理店のかたばみ興業に連絡	保険代理店のかたばみ興業に連絡	
保険料		24,000円/年間 延べ1,500人見込	298円/1名/1泊2日まで 359円/1名/3泊4日まで 421円/1名/6泊7日まで 587円/1名/13泊14日まで	延べ500人見込 179,500円/年間
保険会社 (代理店)	CISV International Insurance Company	三井住友海上火災 (かたばみ興業)	三井住友海上火災 (かたばみ興業)	
保険申込		日本協会が年度始めに暫定人数で 申込	日本協会が年度始めに暫定人数で申込	
保険料負担	国際プログラム参加時負担済	日本協会負担	個人負担 (宿泊行事参加費に含める)	日本協会負担
保険料の支払		日本協会が年度始めに 暫定人数にて支払、 年度末に精算	日本協会が年度始めに暫定人数分にて 支払し、年度末に精算する 個人負担分は主催部門・支部が参加費に含めて 集め日本協会に支払する	